

「利根川中流圏域河川整備計画(変更)原案」に関する意見募集について

群馬県では、おおむね 30 年間の具体的な河川整備の内容を定める「利根川中流圏域河川整備計画(変更)原案」について、地域の皆様からご意見を伺うため、パブリックコメント(県民意見募集)を開始します。

1. 計画変更の経緯

河川整備計画とは、河川法(第16条の2)に基づき河川管理者が定める法定計画です。群馬県では、平成20年に利根川中流圏域河川整備計画を策定、平成27年に整備区間の追加等により変更しました。

今般、現計画に位置付けた河川整備の進捗状況や近年の頻発化・激甚化する気象災害への対応等を踏まえ、現計画を変更するものです。



2. 県民意見募集の概要

(1)募集期間

令和8年1月26日(月)～令和8年2月24日(火) (必着。ただし、郵送の場合は当日消印有効)

(2)意見提出対象者

県内に在住、在勤又は在学する個人、県内に事務所又は事業所を有する法人や団体、及び県行政と関係を有する個人・法人や団体

(3)提出方法

意見提出様式に記入の上、郵便、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかの方法により提出

(4)資料閲覧・配布場所

- 県庁県土整備部河川課(20F北側)、県庁県民センター(2階北側)

関係土木事務所(前橋、渋川、伊勢崎、高崎、太田、桐生)

※ いずれも、8:30～17:15(閉庁日除く)

- インターネットを利用し、群馬県ホームページ(県民意見提出制度のページ)から、資料の閲覧やダウンロードが可能です。また、関係市町ホームページ(前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、みどり市、吉岡町、玉村町)には、当該ページへのリンク先を掲載しています。

【県HP:<https://www.pref.gunma.jp/page/737568.html>】

(5)提出先・問合せ先

群馬県 県土整備部 河川課 河川企画係

(〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 電話027-226-3617)

(6)結果の公表予定日

令和8年3月頃